

○南砺市指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、南砺市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) モニタリング調査結果に基づく運営管理内容の評価に関すること。
- (2) 南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会設置規程（平成17年南砺市訓令第5号）第1条に規定する委員会への報告に関すること。
- (3) 評価結果の公表に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者制度の改善について委員会が必要と認めること。

(組織)

~~第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。~~

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 市職員

~~2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。~~

- ~~(1) 市政について優れた識見を有する者 4人以内~~
- ~~(2) 市の職員 3人以内~~

3

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

~~2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。~~

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

~~第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。~~

~~2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。~~

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行革・施設再編課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

~~附一則~~

~~この告示は、公表の日から施行する。~~

~~附一則（平成25年3月21日告示第45号）~~

~~この告示は、平成25年4月1日から施行する。~~

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成28年3月31日までとする。